補助制度を活用して、地震に備えましょう

沼津市

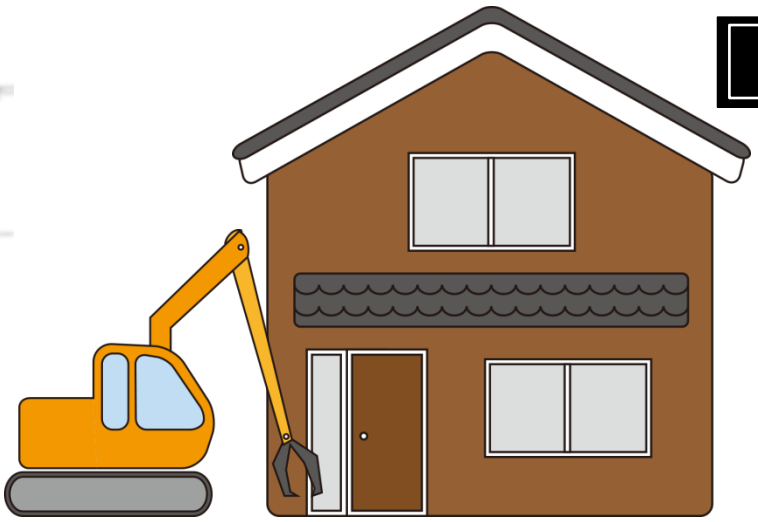

木造住宅の除却助成事業のご案内

新たな耐震化の選択肢として、耐震補強されていない木造住宅の建て替えを促進するため、
耐震性のない木造住宅の除却に対し、補助金の交付をしています。

●対象条件●

補助対象住宅	・昭和 56 年５月 31 日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断を実施した結果、耐震評点が 1.0 未満であること ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの ・沼津市空き家等の適正管理及び有効利用に関する条例の勧告を受けていないもの
補助対象者	補助対象住宅の所有者
補助対象事業	補助対象住宅１棟全てを除却するもの
補助額	１敷地に対し、除却に要する経費×23%以内（上限 20 万円）

●必要書類●

交付申請時	・補助金交付申請書（第１号様式） ・見積書の写し ・写真（敷地と建物が確認できるもの） ・位置図 ・昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたことが確認できる書類（建築確認通知書、固定資産課税台帳登録証明書（家屋）、建物の登記事項証明書、公課証明書（建築年度入り）など） ・世帯全員の住民票又は住民票の除票（現在居住している場合） ・耐震診断結果報告書の写し　（わが家の専門家診断、既存住宅耐震診断事業 ・平面図　} を過去に行っている場合は免除） ・建築基準法に基づく除却届の写し
実績報告時	・実績報告書（第７号様式） ・補助金支払請求書（第９号様式） ・契約書及び領収書の写し ・除却後の写真（敷地全体がわかるもの）

詳しくはこちらまで
お問合せください

※同種の補助制度との併用はできません。申請の際は事前にご相談ください。

沼津市役所　都市計画部　建築住宅局　住宅政策課　空き家・耐震対策係
ＴＥＬ：０５５－９３４－４８８５